

佐藤真理 SATO MASAMICHI

interview

佐藤真理



弁護士を目指した理由は なんですか

弁護士になろうと決意したのは大学3年生の秋頃でしょう。当時、司法試験は3万人が受験して500人が合格、60倍という「狭き門」です。合格できる保証はむろんなかったのですが、高等学校の教師（物理）をしていた父親が「合格のコツは、合格するまで受験することだ。いつまでかかろうと応援してやる。」と言ってくれました。

とはいえ、物価の値上がり激しい時代。月3万円の送金でしたが、下宿代、定期代を払うと1週間か10日でおかたなくなる。あと3週間は、カレー粉を溶かしただけのカレーライスや白菜ともやしを放り込んだインスタントラーメンで過ごしていたような記憶です。幸い、受験3回で合格できましたが、最後の1年はよく勉強しましたねえ。

事務所に入ったのはどう きっかけだったのでしょうか

私は九州大分生まれで、大学は東京でしたので、関西に縁がありません。2年間の司法修習の内1年半は全国約30か所に分かれての実務修習。どうせなら関西でと、第1希望の奈良で修習することになりました。10年くらい東京で働き、田舎の大分で開業しようと考えていました。

ところが、大阪修習の仲間と労災問題の研究会を始めたりして、民主法律協会の若い先生方と知り合い、その元気な活動ぶりを見て、関西で就職してもいいかなと思うようになりました。その時、吉田弁護士に「共同事務所に

したいのだが、来てほしい」と誘われたのが、奈良での開業の縁です。当時、奈良弁護士会の会員は30名、共同事務所はありませんでした。

弁護士活動の原点はなんですか。 弁護士活動をふり返っての現在の心境はいかがですか

原点は事務所の15周年誌に書いたように、同期（31期）修習生5人に対する「裁判官任官拒否」事件でした。研修所教官からの青法協脱会工作を受けたことを事前に明らかにした人達の採用を最高裁は拒否し、思想信条による差別を強行したのです。憲法は文章にすぎないことを思い知らされ、「憲法を真に生きた憲法たらしめるために闘い続けなければならない」と決意したことを思い出します。

研修所の弁護教官が「私の24時間はあなたのために」をモットーにしたいと言っておられました。たえず数十件の事件を抱えているわけですから、むろん不可能です。ただ依頼者と向き合っている時は、すべてをこの依頼者

のために集中したいと努力して来ました。30年間、弁護士をやってきたんですが、手応えを感じる事件が少しずつ増えているように思います。思い通りに進む事件も半分、いや3分の1位はあるでしょう。

疲れている時などに相性の悪い相談者にあたると、ついついぶっきらぼうな応答をすることがあります。裁判所や役所の対応にも、声のトーンが上がるのが結構ありますね。「慢心してはならない」と時々反省します。

「弁護士の道に完成はない」とつくづく思います。「弁護士は個性を売る商い、一杯飲み屋のおかみである」というのは尊敬する田川和幸先生の名言ですが、すべての人にとって最高の弁護士などはない。経験の差も絶対的ではない。いわゆる「事件の筋」はありますが、やはり、どれだけ依頼者に共鳴し、真剣に弁護活動に取り組めるかが大きいように思います。多少、無理をしなければいい仕事はできない、というのが、私の実感です。

力を入れている事件は なんですか

一番は労働事件です。「誰もが人間らしく働き、生きられる社会を」というのが、私の信条です。5300万労働者が立ち上がらなければ、民主主義の前進も社会進歩もありえないと確信するからです。

公害・環境事件も数は多くありませんが、ずっと手がけてきました。市民事件では交通事故の被害者の事件が多いですね。最近、離婚事件の依頼が増えて、少し困っています。

事件活動以外の分野での 活動はどうでしょうか

弁護士会では、刑法・少年法の改悪、拘禁2法・国家秘密法などの悪法阻止活動に、1年目から日弁連の委員を勤めました。新人弁護士の登録が14年ぶりだったので、先輩弁護士には使いやすかったのかもしれない。

90年代には、「司法改革」運動に熱心に取り組みました。今年から始まる「裁判員制度」は欠陥が目立ちますが、国民参加が実現するので、絶望的な官僚司法が大きく変わる可能性があります。3年後の見直しで「陪審制」に近づけるよう、大いに努力しなければなりません。

奈良では、民主団体の人たちと一緒に「連絡会」を次々に作って、拘禁2法、国家秘密法、小選挙区制阻止、自衛隊海外派兵阻止などの運動にずっと関わってきました。現在は、「憲法9条を守れ、奈良県共同センター」の共同代表をやってます。国民救援会の県本部会長も10年来、勤めています。

今後の抱負を 聞かせてください

昨年春に、自交総連なら合同労組の小林明吉議長が『仲間を信じて 労働運動50年』という本を出版され、私が関与した多くの事件が紹介されていました。

張り合うつもりはありませんが、私も弁護士活動30年を機に、「労働弁護士の心意気とノウハウ」というような本を出版できたらと考えていますが、時間的にも能力的にも無理でしょうかねえ。

PROFILE

1950年5月生 弁護士登録 1979年4月（31期）
1994年度奈良弁護士会会長。自由法曹団常任幹事、日弁連憲法委員会委員。
【ひとこと】
愛する子や孫達から1人の戦争の加害者も被害者も出さないために「改憲」＝「壊憲」に反対し、憲法の実現＝「誰もが人間らしく生き、働ける社会」を目指して微力を尽くします。



interview



プライベートについて

4人の子どもの成長が楽しみです。子供ができるのが少し遅かったため、長男はこの4月に高校3年生、次男が高校2年生、三男が中学3年生、一人娘は小学5年生になりました。

男の子達は生意気盛りで、父親の言うことなどともに耳を貸さずとします。娘は以前はよく遊んでくれた兄たちが相手にしてくれないので、私がまだ遊び相手となります。忙しくて、日曜日の午前中に仕事をせざるをえないことがよくありますが、午後は必ず娘の相手をします。プールや公園に出掛けたり、買い物や図書館に行きます。たまに遊園地などに三男が付き合ってくると大助かり。ジェットコースターなど、怖い乗

り物に乗らずに済むからです。

長男と次男とはよくキャッチボールをしましたが、三男とはあまりできなかったため、下手なのが気になります。春休みには次男、三男と将棋を指せたのが収穫でした。

仕事がたてこんでも学校や塾への送迎はなるべく手伝うように努力しています。しんどいことありますが、家庭的には今が一番充実し、幸せなのかもしれません。

あと1、2年もすると、男の子達が次々と家を巣立っていくことを思うと、寂しく感じることもあります。

娘は当分大丈夫ですが、一昨年11月の高橋弁護士の結婚披露宴では、十数年も先と思われる娘の結婚式を連想して涙ぐんでしまいました。

ヨロシク奈良合同①



事務所ニュース 2001年8月号

思い出の事件
佐藤真理

カインラタクシー争議

損害賠償請求訴訟の被告を体験して

私は、30年間、労働事件に力を注ぎ、労働者、労働組合の権利擁護のために活動する「労働弁護士」(労弁)を自負してきました。『事務所20周年誌』で途中経過を報告しましたが、カインラタクシー争議では、ストライキが違法であるとして、組合及び組合幹部とともにスト現場に立会っていた私を被告として、会社が1996年11月に損害賠償請求訴訟を奈良地裁に提起してきました。

組合側の弁護士に対して会社が裁判を提起するというのは前代未聞のこと。私としては、「向こう傷」を負ったようなものだと、いっそう闘争心が燃え上がりました。

しかし、問題の本質は、「佐藤個人に対する不当な攻撃に留まらない。労働弁護士の活動に対する不当な攻撃であり、悪しき前例を残してはならない」との声が高まり、日本労働弁護団や自由法曹団、地元奈良弁護士会を中心に277人の弁護士が「佐藤弁護団」を結成し、石川元也先生を団長に8人が常

任弁護団を構成して、被告の私とともに裁判闘争をたたかいました。

2000年11月、奈良地裁は「佐藤の本件ストとの関わり合いは、主として客観的にストライキの状況を観察していたというべきで、本件ピケに自ら参加していると認めることは困難である。佐藤はスト当日、演説をしたが、その内容も、ストライキを支援しているに過ぎず、本件ピケを教唆、あるいは積極的に助長しているとは窺われるものではない。会社役員とのやりとりも、一方的に抗議してくるのに対して反論しているだけで、交渉となっており、また現場において組合員らに対してピケ等に関し具体的な指示を出したというような事実を認めるに足りる証拠はない」として、会社の私に対する請求を棄却しました(労働判例 800号 31頁)。

坂本修弁護士の意見書などに基づいて労働弁護士の現場活動の正当性と重要性、本件での私の現場活動の正当性について詳細な主張をしましたが、裁

判所の判断は、実にあっさりしたもので、もう少し掘り下げた判断を示してほしかったという気持ちもあります。裁判所は、弁護士に対するこのような損害賠償請求は「論外だ」と考えたのかもしれませんが。

6年間に十数件の裁判などをたたかったカインラタクシー争議は2001年9月、大阪高裁での最終和解により解決しました。

会社が私に対する請求を含めてすべての損害賠償請求を放棄したことにより、労働弁護士の争議現場における活動を「違法」視するような先例を残すことなく解決できたこと、地裁判決が弁護士の争議現場での活動を正当とする判例として残ったことは重要な成果です。

ただ最終和解では、解決金の支払いを受けるのと引き換えに組合委員長の退職を認めざるを得ず、組合組織を大きく減らすことにつながったのは、残念でなりません。組合側が「連戦連勝」を続けていた折、組合委員長の解雇無効・地位確認請求事件の控訴審で、予想外の逆転敗訴判決(99年6月)を受けたことが最終解決に反映することになりました。労働者、労働組合に対して予断と偏見を抱く裁判官が少なくないことを、改めて肝に銘じて、裁判闘争に取り組まなければならないと痛感しています。

なお、「労働弁護士の争議立会の役割と責任」と題する拙稿(萬井隆令・西谷敏両先生還暦記念論文集『新たな権利闘争の地平をめざして』所収、民主法律協会)をご参照いただければ幸いです。

